

（参考）明治の帝国大学令と、現在の教育基本法

【帝国大学令】（明治１９年）

第１条 帝国大学は、国家の須要に應ずる学術技芸を教授し、及その蘊奥を攻究するを以て目的とする。

【教育基本法】（平成１８年）

（教育の目的）

第１条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第２条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第３条（生涯学習の理念）

第４条（教育の機会均等）

第５条（義務教育）

第６条（学校教育）

（大学）

第７条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

２ 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

論点メモ

● 審議いただきたい課題

1. 学士課程教育の確立・充実に関する諸課題について

- 「将来像答申」（平成17年）や、その後の「大学院教育答申」（平成17年・23年）と「学士課程答申」（平成20年）を通じて、体系性・一貫性あるプログラムとしての学位課程の確立・充実が課題とされてきた。
- そうした中で、「学士課程答申」を踏まえ、各大学で関連する改革が様々な進んできたことの検証と今後の展開についてどう考えるか。

2. 産業・就業構造の変化やグローバル化の進展を踏まえた大学教育について

① 就業力の向上をはじめとする大学教育の課題について

- 大学教育を通じて、専門的知識を培うとともに、知的・道徳的・応用的能力の育成の観点から人材育成についてどう考えるか。
- 卒業後に国内外の多様な場で活躍できるような教育・学生支援の充実をどう図るか。

② 社会人をはじめとする幅広い年齢層の学生を想定した大学教育について

- 各大学による多様な学習の提供（例えば、履修証明制度の活用）が進むことが期待され、そうした促進方策についてどう考えるか。

1. 学士課程教育の確立・充実に関する諸課題について

- 上記の制度改革や支援が講じられてきたこともあり、各大学の主体的な取組の進展が見られる。

改革の進展の例

【教育内容・方法の改善】

○教養教育のための学内体制の整備	H17：529大学（76%）→ H20：583大学（81%）
○セメスター制の導入	H 6：200大学（39%）→ H20：493大学（68%）
○シラバスの作成	H 5：80大学（15%）→ H20：696大学（96%）
○GPAの導入	H12：68大学（13%）→ H20：330大学（46%）
○インターンシップの実施	H10：143大学（24%）→ H21：521大学（69%）

【グローバル化】

○海外との単位互換の実施	H16：151大学（22%）→ H20：246大学（33%）
○海外とのダブル・ディグリー実施	H18：37大学（5%）→ H20：85大学（11%）
○留学生の受入数（学部）	H 3：17,166人（1%）→ H22：70,021人（3%）
（大学院）	H 3：13,816人（14%）→ H22：39,097人（14%）

【教員の教育活動】

○FDの実施	H 5：151大学（29%）→ H20：727大学（97%）
○学生による授業評価の実施	H 5：38大学（7%）→ H20：597大学（83%）
○教員の教育業績の評価の実施	H12：103大学（16%）→ H20：341大学（46%）
○教員が教育に費やす年間の平均時間（総職務時間に占める割合）	
（人文・社会科学分野）	H14：675時間（26%）→ H20：851時間（33%）
（自然科学分野）	H14：627時間（21%）→ H20：755時間（25%）

【情報の公表】

○自己点検・評価の公表	H 5：59大学（11%）→ H20：669大学（90%）
○認証評価を受けた大学	0 → H22：721大学（100%）
○教育情報の公表（制度的位置づけ）	H11：「情報の積極的な提供」を規定 → H23：全大学で公表されるべき情報の内容を明確化

- これまでの一連の改革や各大学における活動の進捗を踏まえると、これまでの改革には一定の進展があったとすることができる。そうした成果と課題を検証しつつ、今後の質の保証と向上に関し、さらに審議を深める必要がある。

- 以下の事項は、「学士課程答申」の提言を踏まえた例であり、今後、これらについて、具体的な検証を行い、更なる展開を図ることが求められる。

その際、実施率等の数字だけでなく、その実態をきめ細かく見ていくためにも、分野の特性に配慮しながら検討する必要がある（改革の進展について、分野間で違いが見られるとの指摘もされている）。

(1) 学位授与の方針

例：・人材養成目的の作成と公表

・修了時に修得することを想定する知識・能力

- ・本年4月の省令改正により、「修得すべき知識・能力に関する情報」を各大学で公表に努めることとされており、それを受けた各大学の取組事例は多様であるが現時点では、総じて、抽象的な記述にとどまっていないか。
- ・「学士力」に関連して、各大学で、学士課程を通じた学習成果を具体的に示す試みがどのようになされているか（それぞれの教育理念、学生の実態、分野の特性等を踏まえた検討の状況）。
- ・学修成果の設定と、その実現のための具体的な取組の課題について（分野横断的な学士力と、学部・学科ごとに修得すべき知識・能力の明確化の関係）。

(2) 教育課程の内容・方法の方針

① 教育課程の体系化・単位制度の実質化

例：・順次性のある体系的な教育課程の編成

- ・幅広い学修の機会を提供するための意図的・組織的な取組
- ・大学間や地域の諸団体との連携強化による教育内容の豊富化
- ・学生の学修時間の実態を把握し、教育方法の点検・見直し
- ・シラバスの整備、授業時数の確保

- ・学生の学習プロセスに関する実態の把握（例：各授業科目における授業時数の確保の取組方策を含む）と、その分析を通じた改善について。
- ・シラバスが、学生の履修に役立つものとして整備されることが求められることについて。
- ・各大学の実質的な努力を把握する仕組み。欧米では、様々なセンターやコンソーシアムによる取組。
- ・あわせて、ナンバリングの整備が課題であることについて（ナンバリングの検討を通じて、学位課程の共通性の形成と、各大学の個性・特色のあり方が示される）
- ・単位制度が実質化し、履修を通じて何を修得するのかを確認することについて。また、学生の学習時間を増やすような工夫について。
- ・あわせて、就職活動の早期化の現状に関する認識について。

② 教育方法の改善

例：・体験型学習（アクティブ・ラーニング）、双方向型の学習をはじめとする多様な教育方法の導入

- ・震災後の人材育成の在り方として、ボランティアをはじめとする活動の充実
- ・そうした活動が、教育課程の編成に当たって、どのように位置づけられ、それについて、学内の共通理解が得られているかどうか。

- ・教育研究上の目的に応じた情報通信技術の活用
- ・ツールとしての基盤教育（英語，日本語，数学的な思考）の体系的な実施
- ・入学した学生の意欲を持たせて成長させるための方策。

③ 成績評価

例：・GPA等の客観的な基準の認識の共有と厳格な適用

- ・GPAが各教科の成績の加重平均の実施にとどまらず，教育の質を高めるための活用が求められることについて。
- ・GPAの導入・実施に当たり，国際的に通用する仕組みとしての観点（評価の設定を標準的な在り方に揃える，不可となった科目も平均点に算入する，留年や退学の勧告等の基準とするなど）。また，GPAでの成績評価の設定に関する諸外国との比較について。
- ・アドバイザー制を導入するなど，きめ細かな履修指導や学習支援の実施。

- ・国際化を特色とする大学における外国語コミュニケーション能力の厳格な評価

(3) 入学者受入れの方針

例：・学位課程のあり方に照らした入学者受入方針の明確化

(4) 各大学の取組を把握・評価する仕組みについて

例：・認証評価を通じた、各大学の活動状況に関する把握

- ・第5期の大学分科会の議論を踏まえて、認証評価機関（機関別評価と専門職学位課程評価とも）により、認証評価機関連絡協議会が発足しており、今後そうしたところでの議論の進展を期待。

・教育情報の公表の促進（本年4月に施行）

- ・省令改正を契機として、多くの大学が、ウェブサイト「教育情報の公表」といったコーナーを開設し、情報を公表している。そうした各大学の取組状況の把握と、更なる検討（本年6月から、文科省の協力者会議で検討開始）。
- ・情報発信は各大学による取組が基本。加えて、大学団体の協力により、大学コミュニティによるオープンな検討を通じて、大学の取組を分析・発信するデータベースを整備することが課題。

・これまで、GP事業といった国公立大学を通じた教育改革支援により、大学間の情報交換が進展し、新しく挑戦しようとする大学も見られるなどの成果を踏まえた今後の支援策。

(5) そのほかの課題

例：・グローバル化への対応に関する制度的対応について

- ・大学の国際化に当たり、学位課程（プログラム）の確立（ダブル・ディグリーやジョイント・ディグリーへの対応を含む）。

・FD・SDの推進

- ・個々の教職員の努力とともに、教職員の組織的な活動を通じて、質保証・向上を果たす観点からどのように機能しているか。
- ・FD・SDが形式化していないか（日常的な教育活動の中で、教員間の相談を通じて、体系的な学位課程を構築していくことが求められること）。
- ・学士課程の「三つの方針」の要素は互に関連しており、FDを通じてそれらを結びつけて具体的な改革につなげていくこと。
- ・FDを通じて、専門分野における教員間の意思疎通を図りながら、体系的なカリキュラムを構築すること。その場合の学内・学部内のガバナンスのあり方。

・初中教育との情報の共有の必要性。また、産業界を含む社会との関わり。

2. 産業・就業構造の変化やグローバル化の進展を踏まえた大学教育について

(1) 就業力の向上をはじめとする大学教育の課題について

- 大学教育を通じて、専門的知識を培うとともに、知的・道徳的・応用的能力の育成の観点から、幅広く社会の形成と発展を担う人材育成の充実について、例えば、

- ・教育課程の内容・方法、
- ・学習成果の評価、
- ・実施のための学内のガバナンス

などの観点から、どう考えるか。

（震災後の我が国を担う観点からの人材育成の在り方を含む）

例えば、

- ① 自然や社会の事象等に関し、正しい知識・理解を備え、発信できる知的人材、
- ② 幅広い教養、高い公共性・倫理性を持ち、社会の安定・発展・創造に貢献する意欲・能力を持つ人材、
- ③ 経済・社会のグローバル化が急速に進展する中で、グローバルな社会で活躍できるコミュニケーション能力や調整能力の高い人材。

○ グローバル化は、一部の企業と大学にとっての課題ではなく、基本的に、すべての大学にとっての課題であること（例えば、世界の動向への理解と、想定外のことがあっても自ら判断して、リーダーシップをとれる人材の養成）。

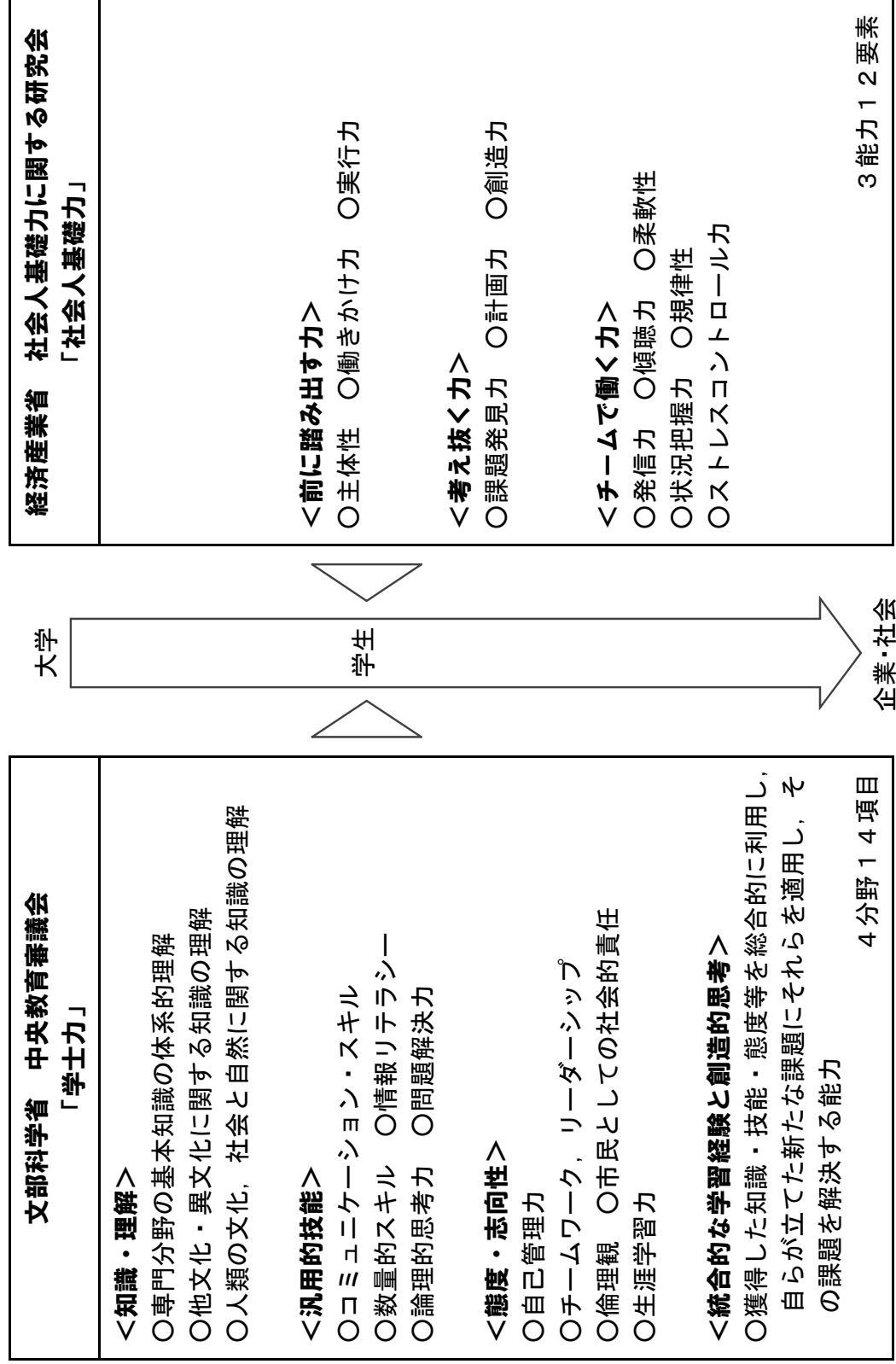
- 関連して、日本人・外国人学生を問わず、卒業後に国内外の多様な場で活躍できるような教育・学生支援の充実をどう図るか（国内外での雇用を念頭に置いた就職支援の推進を含む）。

- これらに関し、大学関係者と産業界等社会との対話の促進について。

○ 平成22年には、学生の社会的・職業的自立に関する指導等の実施の明確化のため、大学設置基準を改正（平成23年4月に施行）。

○ 文部科学省では、こうした設置基準改正を含む「就業力育成5カ年プラン」を公表。

(参考)「学士力」と「社会人基礎力」について



参考：(株)進研アド(http://shinken-ad.co.jp/between/trend/vol01_2.html)

文科省の「大学の就業力向上プラン」の概要

平成22年9月公表（平成22～26年度の5年間）

《将来像》

全ての大学生が労働市場や様々な社会活動に参加・活躍できる社会
→ 質の高い大学教育を通じて、社会実践的な就業力を向上

※就業力：社会的・職業的自立ができるような知識・技能・能力

■ 教育課程内外を通じた「社会的・職業的自立に関する指導等」の制度の実施（平成23年度より）

教育課程の内外を通じた社会的・職業的自立に関する指導等への取組，そのための実施体制を整備。

■ 教育課程内外を通じた学生の就業力育成のための取組の充実

学生の社会的・職業的自立に向けて，入学から卒業までの間を通じて，全学的・体系的な指導等が実施されるよう支援。

■ 大学院の人材養成機能の強化

「第2次大学院教育振興施策要綱」に沿って，就業力育成の観点を含め，大学院教育の充実に係る取組を体系的に支援。多様なキャリアパスの構築に向けて産学のマッチングを促進し，大学院生の就業を促進。

■ 就職支援体制の充実

最近の厳しい雇用情勢を受け，学生の実態に即して就職支援体制を充実するため，就職相談部門の強化や，相談・支援スタッフの確保等を支援（既卒者・就職留年生等への就職支援体制等の強化など）。

■ 就業力育成等に係る産学連携等の推進

関係省庁と連携しつつ，人材育成の強化に向けた産学間の協議を充実する。個人の学修成果が様々な場で適切に評価・活用される仕組みづくり（履修証明の活用など）を推進。

就職環境の改善に向けて，関係省庁や産業界等との連携の下，卒業後3年間は新卒扱いとするなど新卒一括採用等の就職慣行の見直しや，就職・採用活動の早期化・長期化の是正に向けた対応を働きかける。

(参考3)「就業力育成支援事業」における取組について

○ 「就業力育成支援事業」の取組事例について、大学間の情報共有を図るとともに、事業を実施していく上で各大学が抱えている課題を明らかにし、課題解決に向けた討議を行うための会議を各地域で開催。

大学間の連携・強化を図り、事業実施成果の向上を目指している。

(活動例)

● 「授業パッケージ方式による就業力の育成」(静岡大学)

- ・ 教育体制、学生支援体制及びそれぞれの担当副学長が参加する「キャリア教育推進会議」を組織し、全学一体となって取り組む体制を構築した。
- ・ 特定の職業と、そこで求められる具体的な人材像に必要な汎用的・専門的・実務的資質能力を育成する授業科目群をパッケージングして学生に提供する仕組みを構築した。その結果、授業パッケージを通して、主体的な学びの促進と各種能力の向上につなげることで、職業人として必要な資質能力の育成を進めることができるようになった。
- ・ 就業力の視点からの教育活動による授業改善の方法について学内で議論を行うことにより、就業力を意識した各種科目の授業改善が全学で活性化し、教育改革の推進につながった。

● 「専門教育と協働したコーオプ教育の全学展開」(京都産業大学)

- ・ 学長を中心とするマネジメント体制の下、副学長をリーダーとしたプロジェクトチームを立ち上げ、6つの部会を設立。進捗状況を互いに共有・議論し、全学を巻き込んで着実に取組を実行していく体制を構築した。
- ・ 外部評価委員会・学生評価委員会・担当者評価委員会を立ち上げ、それぞれの観点から取組を評価する体制を構築した。
- ・ 主に地域の中堅・中小企業で就業体験、フィールドインタビューを行う実践型インターンシップ科目を秋学期より開講する。
- ・ 学生の就業力育成と主に地域の中堅・中小企業の若手社員の研修をねらった、若手社員と学生との混成による「企業と大学のハイブリッド」科目を秋学期より開講する。
- ・ 主にキャリア形成支援科目を受講した4年次生が、連携する高等学校でのPBL型科目等に参加、協力し、自らの経験を高校生に伝える「就業力総合実習」科目を秋学期より開講する。

(2) 社会人をはじめとする幅広い年齢層の学生の受入れを想定した大学教育について

- 我が国の大学教育は、国際的に比較した場合に、成人学生の占める割合が極めて少ないことが指摘されてきた。

○ 昨年の大学分科会でも、「幅広い年齢層の者が学ぶ大学教育の推進」について審議まとめを公表。

- 幅広い年齢層の者がキャンパスでともに学ぶ意義や、社会人の職業訓練への貢献の必要性にかんがみて、各大学による多様な学習の提供が進むことが期待され、そうした促進方策についてどう考えるか。

○ 多様な学びの方法の一つとして、平成19年に、履修証明制度が導入され、いくつかの大学において先進的な取組も見られるが、いまだ十分に浸透・定着しているとは言えない。

履修証明制度の現状について、次のような課題が指摘されている。

- ・ 学内の一部の教職員に依存した事業運営ではなく、多くの者の協力による組織的な活動であること
- ・ 教育課程として水準が確保され、それが社会的に認知されていること
- ・ 産業界・自治体との継続的な連携が確保されていること

○ 国では、各大学の取組を促すため、全国的な現状を把握しながら、情報提供を行うことが課題となっている。

- また、各大学が、それぞれの使命（ミッション）に基づき、組織体としてまとまりのある運営を行うためには、学内の各機関の役割と連携体制、意思決定と実行の手続きが明確であることが重要。

学内組織・運営（ガバナンス）の在り方については、そうした観点も踏まえて検討すべきではないか。

（参考１）大学における多様な学習の機会について

- 平成１９年の学校教育法の改正により，大学の目的として「成果を広く社会に提供することにより，社会の発展に寄与する」ことが明確化。
- 各大学では，学生・地域の多様なニーズに応じて，どのような手法・形態を通じて，学びの機会を提供するか，それぞれの使命（ミッション）に基づいて判断・実施することが求められる。

うち学位課程 一定の体系的性を持つ学習活動 うち単位取得 授業ことの学習 その他の学習活動	○学位取得： 大学のそれぞれの学位課程を修了した者に，その課程に応じた学位を授与（学校教育法104条）。	学校数，修了者数(H22) （博士）431校， 11,807人 （修士）580校， 73,220人 （専門職学位） （学士）735校， 541,428人 （短期大学士）364校， 71,394人
	○専攻科： 大学卒業者への特別事項の教授研究 ○別科： 簡易な程度での特別の技能教育（学校教育法第91条）	学校数，在籍者数(H22) 185校 4,452人 84校 4,603人
	○履修証明： 特定の教育課程を修了した学生に証明書を交付（学校教育法105条）	実施校数，修了者数(H20) 39校， 3,370人 （うち放送大学 2,348人 48プログラム）
	○科目等履修生： 履修した学生に単位を授与（大学設置基準31条） ○聴講生： 学生が，特定の授業を受けることを目的として在籍 ○公開講座： 地域等の要望に応じて行う一定時間の講義（学校教育法107条） ○任意の学習会	実施校数，修了者数(H20) 445校， 52,524人 （うち放送大学 34,732人） 実施校数，受講者数(H20) 684大学， 1,205,982人 25,411講座

（以上に関し，通学制と通信制の区別など様々なバリエーションも存在）

（参考２）履修証明制度について

○大学等が社会人等の多様なニーズに応じた体系的な教育を提供するため、平成１９年に制度化。

○対象者：社会人（学位課程に在籍する学生の履修を排除しない。）

○内 容：大学等の教育・研究資源を生かして、一定の計画の下に編成する体系的な知識・技術等の習得を目指す課程。

○期 間：目的・内容に応じ、総時間数１２０時間以上で各大学が設定する。

○証明書：修了者には、大学が、学校教育法の規定に基づく課程であることを示した履修証明書を交付する（学位は授与されない）。

○質保証：教育内容を公表するとともに、各大学でその質を保証する仕組みを確保する。

（履修証明制度のための独自の教育プログラムを設けるだけでなく、実施大学の判断により、従来の公開講座や、学位課程の一環として開設されている授業科目を活用することも可能）

○実施状況；３９大学により、４８プログラムを実施（２０年度末現在）

特徴として、募集定員が５０人以下のものが大半であるが、地域の産業創出や雇用創出を目的として、地域の産業界や自治体と連携しているものも少なからず見られる。

○履修証明制度を活用している事例

【放送大学の履修証明制度】

○ 「科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）」

概要：社会人等の多様な学習ニーズに応じ、関心のある分野の学習を体系的に学ぶための授業科目群を修了した者に対して履修証明を交付する。

授業科目群：２４プラン

編成方法：授業科目のみ（科目履修生等として入学）

修得単位数：２０単位以上（各プランの科目のうち１０科目以上）

受講料：入学料 ６,０００円～２２,０００円（学生の区分による）

授業料 １科目（２単位）１１,０００円

証明書交付数：２,３４８人（平成２０年度）

【就業者やキャリアアップに資する専門的知識・技能の獲得，向上に関するもの】

○ 帝塚山大学「英語による奈良観光ガイド人材養成プログラム」（平成22年度の内容）

目的：グローバル化した現代において，観光の分野でも相互交流が活発化していくなか，観光立国を標榜する日本でその実現のためにますます必要となる英語観光ガイドのスペシャリストを育成する。

編成方法：講習

授業形態：講義，臨地講義，実践演習

証明書取得に必要な履修期間：4ヶ月

受講料：無料（教材費・入館料等の実費は別途徴収）

募集人数：30名（英検準1級またはTOEIC700点以上の英語力を有する者）

○ 佐賀大学「農業技術経営（農業版MOT）プログラム」

目的：高度な農業技術と経営管理を繋ぎ，佐賀大学経済学研究科や地域の産業界とも連携しながら地域農業・農業関連産業の発展に貢献するリーダーを育成する。

編成方法：講習＋授業科目（修士課程）

授業形態：講義，演習，修了研究

証明書取得に必要な履修期間：1年

受講料：150,000円

募集人数：社会人10名程度，修士課程副コース「農業技術経営管理学コース」履修者

○ 愛知県立大学「医療分野ポルトガル語・スペイン語講座」

目的：ポルトガル語またはスペイン語を学び，医療系の現場での医療関係者と外国人受診者の間のコミュニケーションを支援する能力，あるいは，医療関係者が外国人受診者とコミュニケーションできる能力を身に付ける。

編成方法：講習＋授業科目

授業形態：講義，ロールプレイング，グループ学習

証明書取得に必要な履修期間：2年

受講料：入学料 28,200円，授業料 1単位14,800円（年間4単位必要）（平成21年度は無料）

募集人数：ポルトガル語，スペイン語 各45名程度（15名×入門・初級・中級）

○ 静岡県立大学短期大学部「ホスピタル・プレイ・スペシャリスト養成講座」

目的：子どもの医療体験をより肯定的なものにするため，遊びを用いて病児や障がい児の支援を小児医療チームの一員として行う専門職「ホスピタル・プレイ・スペシャリスト」としての専門的な理念，知識，技術を教育する。

編成方法：講習

授業形態：講義，実習

証明書取得に必要な履修期間：5ヶ月

受講料：74,000円

募集人数：15名程度

【幅広い層の社会参画支援に関するもの】

○ 専修大学「KS（川崎・専修）ソーシャル・ビジネス・アカデミー」

目的：福祉・環境・文化など地域及び社会の課題に関心を持つ市民を対象として、コミュニティ・ビジネス、ソーシャル・ビジネスの起業へ向けた専門知識とスキルを提供し、川崎市と共同で担い手を育成する。

編成方法：講習

授業形態：講義，事例研究，体験実習

証明書取得に必要な履修期間：5ヶ月

受講料：受講生 50,000円，科目等履修生（1科目）10,000円

募集人数：受講生30名，科目等履修生5名

○ 青山学院大学・大阪大学 「ワークショップデザイナー育成プログラム」

概要：コミュニケーションの場づくりができる人材を「ワークショップデザイナー」と位置づけ，ワークショップ（参加体験型学習）の企画・運営が可能な人材を養成する。

編成方法：講習

授業形態：eラーニング，演習，研修，実習

証明書取得に必要な履修期間：3ヶ月

受講料：120,000円（平成22年は80,000円）

募集人数：青山大学150名（50名×年3回），大阪大学40人（20名×年2回）